

大分大学医学部附属病院における臨床指標を用いた医療の質の改善に関する細則

平成 31 年 3 月 27 日 制定

平成 31 年医学部附属病院細則第 1-4 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成 16 年医学部規程第 1-22 号）第 16 条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における臨床指標を用いた医療の質の改善に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 臨床指標とは、医療の質を定量的に評価する指標をいう。

(総括)

第 3 条 病院長は、本院の臨床指標を用いた医療の質の改善に関する業務を総括し、臨床指標管理部門（以下「部門」という。）、診療科その他の医療の質に係る部署（以下「診療科等」という。）が、適切に業務を実施しているかについて確認を行うものとする。この場合において、病院長が必要と認めるときは、当該臨床指標を用いた医療の質の改善に関する実施体制の見直し等を指示するものとする。

(部門の業務)

第 4 条 大分大学医学部附属病院クオリティマネジメント室細則（平成 29 年医学部附属病院細則第 1-4）第 8 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 3 号に規定する部門の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 客観的なデータ及びヒアリングに基づく経時的分析又は学外の診療機関と比較分析を行うことにより、医療の質の改善を行うこと。
- (2) 診療科等と協働の上、医療の過程及び結果から課題及び改善点を解明し、医療の質の改善を行うこと。

(部門の構成)

第 5 条 部門は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 診療科長 1 人
- (2) 専任の医師 1 人
- (3) 医療情報部長又は医療情報部副部長
- (4) 感染制御部長
- (5) 医療安全管理部長
- (6) 副薬剤部長

- (7) 副看護部長 1人
 - (8) 診療情報管理支援室長
 - (9) その他病院長が必要と認める者
- 2 部門長は、前項第1号の構成員をもって充てる。
- 3 第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第9号の構成員は、病院長が指名する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、臨床指標を用いた医療の質の改善に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。